**居宅届の提出について**

**嘉麻市役所高齢者介護課**

**１　居宅届の提出時に必要なもの**

1. 介護保険証（介護認定等の手続き中で、介護保険証が無い場合は資格者証）
2. 居宅届
3. （窓口に来る方の）本人確認ができる顔写真付きの公的な証明書を持参してください。

※郵送で提出する場合は、郵送で手続きする方の本人確認ができる顔写真付きの公的な証明書のコピーを添付してください。郵送で提出があった場合は、介護保険証を被保険者の住所地に送付いたします。

②「居宅届」の様式は以下のとおりです。

●地域包括支援センター（介護予防支援事業所）

～事業対象者・要支援１・要支援２の認定を受けている方が対象です～

　「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書」

●居宅介護支援事業所

　～要介護１～要介護５の認定を受けている方が対象です～

　「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」

●小規模多機能型居宅介護事業所

　～要支援１～要介護５の認定を受けている方で

小規模多機能型居宅介護を利用する方が対象です～

「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（（介護予防）小規模多機能型居宅介護用）」

**２　居宅届の提出期限について**

随時。**サービスの利用を開始する前月の初日から、サービスの利用を開始する日まで**

市役所窓口開庁日に限ります。郵送の場合は原則、高齢者介護課に到着した日となりますのでご留意ください。市外や県外の方・緊急時など閉庁日が利用開始日となる場合は、事前に介護給付係までご相談ください。

**※嘉麻市高齢者介護課　介護給付係　０９４８－４２－７４３１**

※新規認定申請や区分変更の申請中の場合でも、暫定ケアプランでのサービス利用開始日を基準としますので、認定結果が出る前に提出してください。

※期限内に提出が無い場合は、国保連合会に請求できません。利用者の方が全額自己負担をしていただき、後日、嘉麻市役所高齢者介護課に領収証やケアプラン、サービス事業所の計画書やモニタリング等の提出後、審査の結果によって、給付費の払い戻しとなります。必ず期限内に居宅届を提出してください。

※「暫定ケアプランについて」は別紙掲載しています。

**３　居宅届の提出先（支所では受付できません）**

嘉麻市高齢者介護課　介護給付係　本庁舎　２階　２５番

郵送の場合　〒820-0292　福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

　　　　　　　　嘉麻市高齢者介護課　介護給付係　あて

**４　居宅届はどのような時に提出するのですか**

1. 利用者が初めて介護サービスを利用（支援事業所がケアプランを作成）する場合。
2. ケアプランを作成する支援事業所が変更になる場合。
3. 利用者が介護保険施設の退所後に居宅でサービスを利用する場合。
4. 「転入による住所変更」又は、「介護扶助を利用している方が６５歳に到達したことにより」新たに嘉麻市の被保険者となった場合。
5. 前回の認定結果から、介護区分が変わる場合。

１．「事業対象者」、「要支援」、「要介護」の介護区分が変わる場合。

２．「要介護」⇒「Ｒ3.4.1要支援」⇒「Ｒ3.4.1要介護」（例）

　　　※認定の区分変更申請により上記のように、要支援認定と同日付で要介護になる場合があり

ます。要支援になった時点で、要介護の居宅届が取消されているため再度提出する必要があ

ります。

３．「要支援」⇒「Ｒ3.4.1要介護」⇒「Ｒ3.4.1要支援」（例）

　※認定の区分変更申請により上記のように、要介護認定と同日付で要支援になる場合があり

　ます。要介護になった時点で、要支援の居宅届が取消されているため再度提出する必要があ

　ります。

**５　新規認定申請・更新申請・区分変更申請で介護度が確定していないとき**

認定結果が要支援になるか要介護になるか分からないときは、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）と居宅支援事業所の両方がケアプランを作成し、サービスを利用する前に、下記の書類を提出してください。

1. 暫定ケアプランの写し（提出は見込み分で結構です）
2. 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書
3. 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

※認定結果が出て被保険者証を発行する際、居宅介護支援事業所が記載されますので、ご確認ください。

**６　小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合**

小規模多機能型居宅介護事業所用の様式にて提出を行います。

　　・地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所がケアプランを作成して居宅サービス

を利用していて、月の途中から小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始した場合は、

様式中の「小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無」

は、【居宅サービス等の利用あり】にチェックを入れてください。

　　・小規模多機能型居宅介護事業所の利用者で「要支援」「要介護」の介護区分に変更がある

場合は、居宅届の提出が必要です。届出の提出期限は、新しい介護区分でのサービスの

利用を開始する前月の初日から、サービスを利用する日までに介護給付係に提出して下

さい。

**７　嘉麻市の住所地特例施設に入所している他市町村の被保険者の居宅届**

・要介護の場合は、居宅介護支援事業所が直接保険者に提出して下さい。

　・要支援の場合は、嘉麻市高齢者介護課介護給付係に提出して下さい。提出に際しては、

　　提出物や様式、要件を各自で保険者に確認してください。提出されたものは、嘉麻市を

　　通じて保険者に郵送します。　

**問合せ先**

嘉麻市役所高齢者介護課　介護給付係

ＴＥＬ　0948-42-7431

ＦＡＸ　0948-42-7093